○国土交通省告示第三百六十九号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

別表を次のとおり改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
外国船舶油等防除対策費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
			病院用のもの	三九年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			その他のもの	
			その他のもの	
低公害車普及促進対策費補助金				
低公害車普及促進等対策費補助金				
高効率船舶等技術研究開発費補助金				
東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金				
鉄道防災事業費補助				
鉄道施設総合安全対策事業費補助				
広域物資拠点施設整備費補助金				
整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金				
整備新幹線整備事業費補助				
災害復旧事業費補助金				
幹線鉄道等活性化事業費補助				
都市鉄道利便増進事業費補助				
地下高速鉄道整備事業費補助				
鉄道駅総合改善事業費補助				
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（中古車両を購入した場合を除く。）				
海上交通低炭素化促進事業費補助金（低炭素型中古船舶代替事業を除く。）				
海事産業関連技術研究開発費補助金				
鉄道技術開発費補助金				
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金				
訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金				
訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金				
観光圏整備事業費補助金				
自動車事故対策費補助金				
東北観光復興対策交付金				
地方空港受入環境整備事業費補助金				

	建物	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	
			その他のもの	三四年
			その他のもの	
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	
			その他のもの	三一年
			その他のもの	
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二九年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			その他のもの	二四年
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九年
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一七年
			その他のもの	一七年
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七年
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一七年
			その他のもの	一五年